

ふるさと納税に関する Q&A

① 寄附金の額について

Q: 寄附金の額について、いくらでも良いか、余った金額でも良いか？

A: いくらでもありがたいです。他のふるさと納税と合算で 2,000 円を超える部分について、所得税と地方税が控除されます。ふるさと納税の制度をいろいろ利用した最後に、余った金額を寄付して頂くことも可能です。

② ワンストップの特例

Q: 所謂ワンストップの特例については、申込書にチェックしただけで新宿区から自動的に関連書類が送付されるか？

A: 申込書にチェック頂ければ、納付後、新宿区からワンストップ用の関連書類が送付されます。

③ 新宿区への直接申込・納付

Q: 新宿区に直接申込・納付することは可能か？

A: 可能です。平成 4 年度での所得税・地方税の控除となるためには、12/30(金)までの納付が必要となりますので、十分な余裕をもって申請・納付してください。

以上